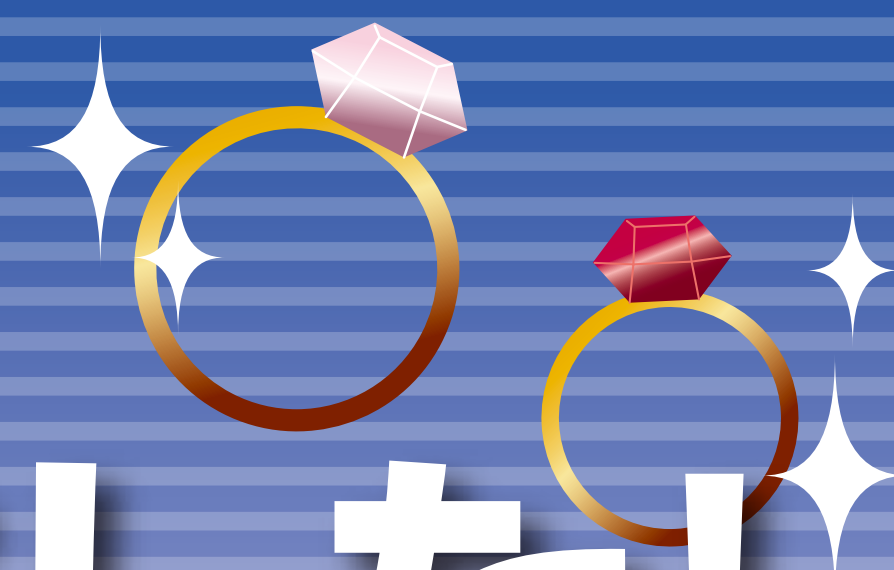
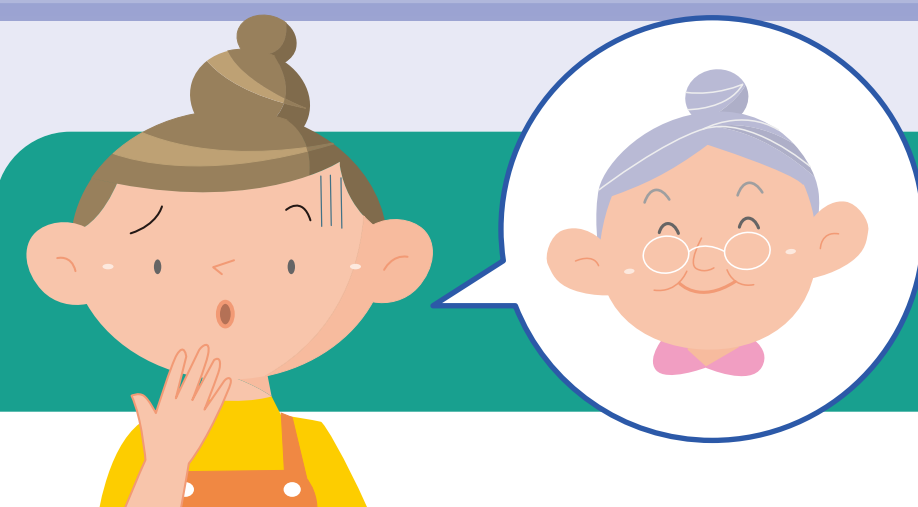


押し買い(訪問購入)トラブルに対応!



「特商法」が一部改正されました!



押し買いトラブルの事例

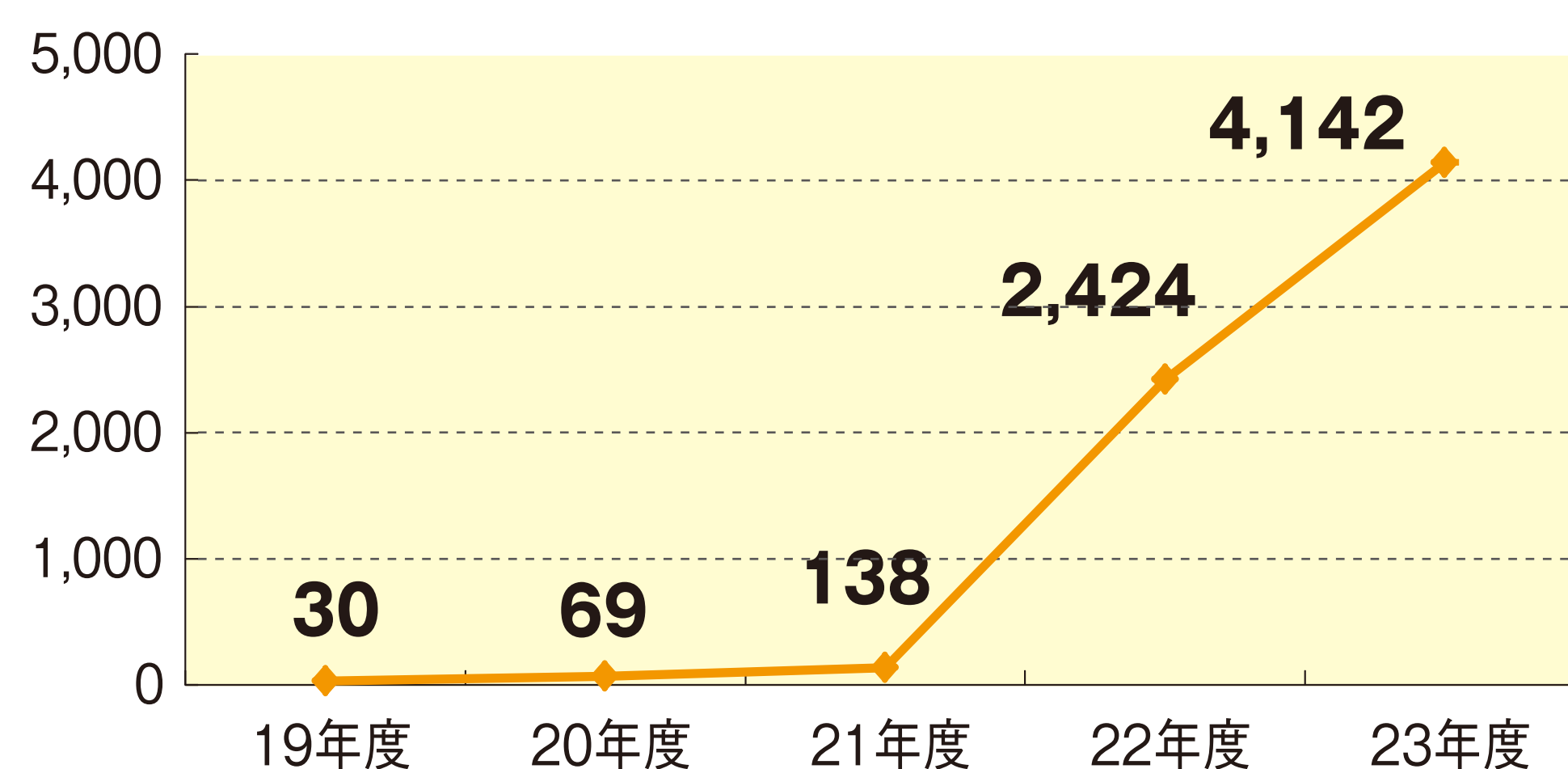
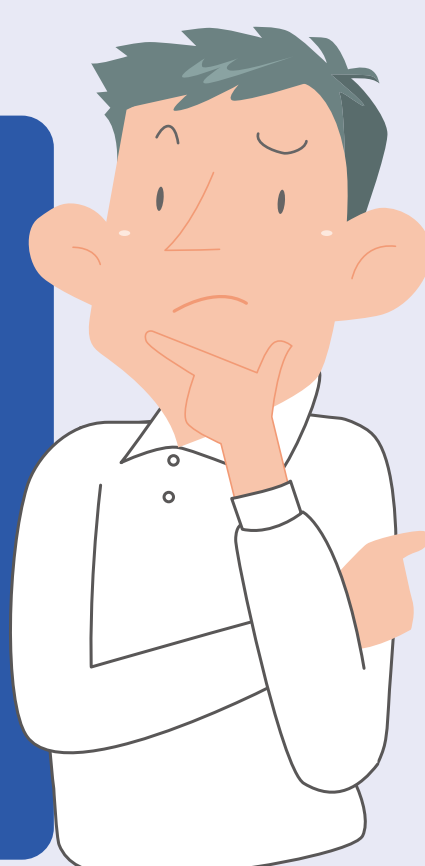
一人暮らしの母のところに**突然不要な着物を買取る**と電話が入り不要な着物があったので、訪問を承諾した。業者から着物の購入価格は300円と言われ、あまりに安いと思ったが、不要だったので了解した。すると業者は**ついでに貴金属も鑑定してあげる**と言い、母がつけていた祖母の形見の**指輪をいきなり外しにかかった**。結局怖くて断りきれず、**着物と指輪の代金として、1300円の領収書を置いて行かれた**。着物も指輪もそれぞれ10万円以上したものだっただのに…。

このような相談が激増しています

* PIO-NETの相談件数推移

*PIO-NET…全国消費生活情報ネットワーク・システム

今までは「特商法」に
訪問販売はあっても
訪問購入の類型が無かった…



平成24年8月、改正特商法が成立。新たに「訪問購入」の取引類型が追加されました。

特商法(特定商取引法)の6類型が……………7類型に!

- 訪問販売 ●通信販売 ●電話勧誘販売
- 連鎖販売取引 ●特定継続的役務提供
- 業務提供誘因販売取引

訪問購入

訪問購入事業者に対して不当な勧誘行為の禁止や、書面の交付義務といった規制がかかることとなります。また、売主(消費者)による**クーリング・オフが可能**となります。

留意点

訪問購入事業者は、クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡す(した)場合は①引渡しに関わる第三者の情報を売主に②クーリング・オフ(可能性を含む)に関する通知を第三者に行う義務があります。

押し買い(訪問購入)にもクーリング・オフが適用されるようになります。**不当な契約行為には、断固!NOを!**



東京都消費生活総合センター [相談専用電話] 03(3235)1155